

## 伊予市公告第 25 号

### 公募型プロポーザルの公告

なかやまそば乾燥調製施設等の指定管理者の選定に当たり、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 1 日

伊予市長 武 智 邦 典

#### 1 指定管理概要

##### (1) 対象施設名

なかやまそば乾燥調製施設等（愛媛県伊予市中山町出渕）

##### (2) 指定管理期間

令和 8 年 7 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

##### (3) 指定管理料（予算）

指定管理料は無料。

#### 2 申請することができる者の資格等

##### (1) 申込資格

指定管理者の指定手続に申し込むことができる者は、指定の期間を通じて伊予市内に事務所を置く法人もしくはその他の団体で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、伊予市における一般競争入札等の参加を制限されている者

イ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者

ウ 伊予市における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公平な手続きを妨げた者又は公平な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）

オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは

暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体

カ 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者若しくは管理人を含む。）のうちに、次の各号のいずれかに該当する者がいる団体

(ア) 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同法第166条第2項において準用する場合も含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

(イ) 成年被後見人又は被保佐人

(ウ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(エ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(カ) 暴力団の構成員等

## (2) 申込資格の留意事項

ア 団体は、株式会社その他の法人、任意団体等の組織の形態を問わないが、個人は申請資格を有さない。

イ そば乾燥施設の運営管理のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請できることとするが、伊予市議会における指定管理者の指定の議案の採決日までに、登記事項証明書を提出しなければならない。

## 3 選定方法

指定管理者の選定は、伊予市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例施行規則（平成17年市規則第142号）第5条に基づく選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、次の基準に照らし、書類審査及びプレゼンテーションによる総合評価を行う。

### (1) 選定基準

審査項目	評価項目	選定基準	配点
公平性	平等利用	施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものとなっているか。	20

効果性	施設計画	事業計画書等の内容が、対象施設の効用（設置目的）を最大限発揮させるものとなっているか。	20
効率性	適正な収支計画	事業計画書の内容が、管理経費の縮減を図るものとなっているか。	20
安定性	組織体制	施設管理を安定して行う人的能力及び物的能力を有しており、又は確保する見込みがあるか。	10
	経営基盤の安定性	経営が安定しており、施設の管理を継続的・安定的に行う財務能力を有しているか。	10
貢献性	地域貢献	施設が所在する地域の振興及び活性化に貢献できるものとなっているか。	20

(2) 審査等

- ア 最低基準得点（満点の6割）を満たし、最高得点を得た者を、当該施設の管理を行うに最も適当と認める団体として指定管理者に選定する。
- イ 申請者が1者のみであっても、審査を実施し、獲得した評価点が配点合計の6割以上を満たしている場合は、当該施設の管理を行うにふさわしい者であると判断し、指定管理者として選定する。
- ウ 必要に応じて、申請者に申請書類等の聴き取りを行う場合がある。その場合は事前に通知する。

(3) 選定対象の除外

- 申請者が次の要件に該当する場合は、選定対象から除外する。
- ア 申請書類提出期間に所定の書類が整わなかったとき。
  - イ 複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出したとき。
  - ウ 申請書類提出後に事業計画の内容を変更したとき。
  - エ 申請書類に虚偽又は不正があったとき。
  - オ 理事者、選定委員会委員又は関係職員に個別に接触したとき。
  - カ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れたとき。
  - キ 募集要項に違反又は著しく逸脱したとき。
  - ク その他不正な行為があった場合。

(4) 候補者の決定

市長が指定管理者の候補者を決定したときは、審査該当者全員に書面で通知するとともに、その内容を公表する。

#### 4 手続き等の日程

内容	日程
公告（公募開始）	令和8年4月1日（水）
現地説明会申込受付期間	公告から令和8年4月8日（水）まで
現地説明会	令和8年4月13日（月）
質問書の受付期間	公告から令和8年4月15日（水）まで
質問書への回答日	令和8年4月17日（金）
申請書等の受付期間	公告から令和8年4月20日（月）まで
参加資格審査結果の通知 プレゼンテーション審査案内	令和8年4月21日（火）
プレゼンテーション審査	令和8年4月28日（火）
審査結果通知	令和8年5月7日（木）

#### 5 協定締結

伊予市と指定管理者候補者は協議の上、必要に応じて提案内容に変更、修正を加え、業務の仕様を決定し、指定管理期間を通じた基本協定を締結した上で、該当する年度ごとの協定書を締結するものとする。

#### 6 その他

担当部署 伊予市産業建設部農業振興課

電話番号 089-983-6350

メールアドレス noushin@city.iyo.lg.jp